

入札公告

次のとおり、入札（新事後審査型一般競争入札）を行う。

千曲市長 小川 修一

1. 対象業務の概要等

業 務 名	令和8年度 社交 下水道広域化推進総合事業 森地区管路実施設計業務委託
業 務 場 所	千曲市 大字 森・雨宮
業 務 概 要	管路施設実施設計（新設・詳細設計） 開削工法 L=1198m 管路施設実施設計（新設・詳細設計） 推進工法 L=60m 管路施設実施設計（新設・詳細設計） MHP場 2基
業 務 完 成 期 限	令和9年 3月 26日（日間）

2. 入札参加者の資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

入札参加資格者の登録	令和7・8・9年度の千曲市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されていること。
業 種	建設コンサルタント
地 域 要 件	千曲市内に入札参加資格者名簿に登録された営業所（本社、本店、支店、営業所等）を有している者であること。
営 業 実 績	千曲市内に営業所（本社、本店、支店、営業所等）を有し、令和8年5月1日現在において千曲市内での営業実績が2年以上ある者であること。
同 種 業 務 実 績 等	不要
配置技術者等の要件	管理技術者・照査技術者として、下記の者を配置すること。（なお、両者とも入札日以前3か月以上の雇用関係にある社員に限る。）
	管理技術者の要件（次の技術者のいずれかを配置すること）
	・技術士（上下水道部門－下水道） ・技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道） ・認定技術管理者（下水道部門） ・RCCM（下水道部門）
	照査技術者の要件（次の技術者のいずれかを配置することとし、管理技術者との兼務は不可とする）
	・技術士（上下水道部門－下水道） ・技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道） ・認定技術管理者（下水道部門） ・RCCM（下水道部門）
そ の 他	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱(平成15年千曲市告示7号)に基づく入札参加停止の措置を受けている者(入札公告日から落札決定日までの間に同要綱別表に規定する措置基準に該当することとなった者を含む。)でないこと。 (3) 会社更生法又は民事再生法に基づく更正手続又は再生手続開始の申し立てがなされている場合には、申請日において更正手続又は再生手続開始の決定がなされている者であること。 (4) 関係法令等による営業停止処分を受けていない者であること。 (5) 資本関係・人的関係にある会社等が本入札に参加しないこと。 (6) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)による建設コンサルタント(下水道部門)の登録を受けていること。

3. 入札、開札の日時及び場所

入 札 日 時	令和8年 9月 1日 午前9時15分
入 札 場 所	千曲市役所 3階 302中会議室
開 札 場 所	同上（入札終了後、直ちに行う。）

4. 入札参加希望届の提出 必要

事前に入札参加者数を把握するため、令和8年 8月 26日 午後4時30分 までに、入札参加希望届（代表者印を押印したもの）をFAXで送信すること。また、送信後に電話でFAX到達の確認をとること。（様式は、市ホームページ（入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集（工事・委託）））

※期日までの提出が無くても入札に参加することは可能ですが、期日までに提出が一者も無い場合、入札を中止する場合があります。

5. 設計図書等の掲載 及び 質問回答

設計図書等の掲載	設計図書等は市ホームページに掲載するので、必要部分をダウンロードすること。		
設計図書等に関する 質 問 受 付	質 問 期 限	令和8年 8月 25日 午前11時	
	質 問 様 式	専用の様式を使用すること。様式は市ホームページよりダウンロードすること。 (市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集(工事・委託))	
	提 出 方 法	F A X又はメールの方法により提出をする。	
	送 付 先	千曲市役所 管財契約課 宛 FAX番号 : 026-273-8787 メール : kankei@city.chikuma.lg.jp	
質 問 へ の 回 答	令和8年 8月 28日 午後5時までに市ホームページ（公告文と同様の場所）に掲載する。		

6. 入札事項等

入札保証金	免除
予定価格	事後公表
最低制限価格	設定有り（事後公表） 最低制限価格の算定方法については「7. 最低制限価格の算定方法について」を参照すること。
入札と見積の回数	入札回数は2回までとし、2回の入札で最低制限価格以上予定価格以下の入札がない場合は2回目の最低価格者と見積を2回まで行う。
積算内訳書の提出	必要
積算内訳書の内容	1回目の入札の金額に対応した積算内訳書（該当する箇所は以下のとおり） 金抜設計書の頁0-0003～頁0-0004に対応する部分
積算疑義申立の可否	可能（詳細は「11. 積算疑義申立について」を参照。）
契約の保証	金銭的保証（千曲市財務規則124条第3項の規定による場合は免除する。）
前払の適用	契約金額100万円以上の場合には有り
部分払の適用	有り
その他	(1) 入札は関係法規ほか千曲市新事後審査型一般競争入札実施要領、千曲市建設工事等の積算疑義 手続に関する取扱要領、入札心得等の規定により行う。入札参加者は、入札公告、入札心得 及び現場等を熟覧し、入札しなければならない。 (2) 入札開始時に入札会場にいない者は、入札に参加できない。 (3) 代理人が入札に参加する場合は、必ず委任状を提出すること。 ※委任状及び委任状提出時の入札書の作成方法については、入札・調達情報→建設工事等入札情報 →様式集（工事・委託）→委任状作成方法を参照すること。 (4) 最低制限価格未満で失格となった者や無効の入札をした者は、2回目以降の入札及び見積に参加 できない。 (5) 入札参加者が1者の場合でも入札を行う。

7. 最低制限価格の算定方法について

『建設工事等の入札における「最低制限価格」の算定方法について』（千曲市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→入札制度の要領等）に記載の「**土木関係の建設コンサルタント業務（土木一般）**」により、最低制限価格を算出する。

※なお、金抜設計書中の「直接人件費等」は、最低制限価格の計算において「直接人件費」として扱うものとします。

※令和8年6月1日以降の公告案件から最低制限価格の計算方法が変更となったため、ご注意ください。

8. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以下で、最低の価格で入札した者（最低制限価格未満での入札者を除く）を、落札候補者として決定する。
- (2) 落札候補者は、入札参加資格確認申請書類（「9. 入札参加資格確認書類」参照。）を千曲市新事後審査型一般競争入札実施要領記載の期日までに提出しなければならない。
- (3) 落札候補者から提出された入札参加資格確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしているときは、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (4) 落札者の決定は、入札参加資格確認書類の提出があった日の翌日（休日を除く。）までに行う。
- (5) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないときは、予定価格以下で応札した次の順位者（最低制限価格未満での入札者を除く）に入札参加資格確認書類の提出を求めたうえ、審査を行い、入札参加資格要件を満たしている者1者が確認できるまで順次行う。

9. 入札参加資格確認書類

- (1) 新事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書

- (2) 配置技術者調書

- ・配置技術者として必要な資格の有無が確認できる書類（資格証等の写し）を添付すること。
- ・技術者の雇用関係が確認できるものを添付すること。

例）市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書

監理技術者資格者証、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる書類（いずれも写し可）

※健康保険被保険者証が廃止となったため、他の確認書類を添付してください。

- (3) 施工（業務委託）実績調書（入札参加者の資格要件として同種工事施工実績が必要な場合のみ提出）

- (4) 登録証明書等の写し

※建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による建設コンサルタント（下水道部門）の登録を受けていることが分かる書類

上記（1）～（3）の様式は市ホームページからダウンロードし、専用の様式を使用すること。
（市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集（工事・委託））

10. 公表用積算内訳書の公表について

落札候補者が決定した場合には、入札実施日の午後1時から管財契約課窓口で公表用積算内訳書を公表する。

11. 積算疑義申立について

落札候補者決定後、以下のとおり積算疑義申立を受け付ける。		
申 立 が で き る 者	応札者のみ（ただし、1回目の入札を辞退した者と落札候補者を除く。）	
申 立 期 間	入札日当日の午後1時 ～ 翌日の午後4時30分まで	
申 立 方 法	申 立 方 法	専用の様式（積算疑義申立書）に必要事項を記入し、持参提出する方法により行うものとする。 様式及び記入例は市ホームページからダウンロードすること。 （市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集（工事・委託））
	提 出 先	千曲市役所 管財契約課 窓口
注 意 事 項	(1) 積算疑義申立書は記入例を参考に具体的に記載すること。 (2) 申立時に、申立の根拠となる積算資料等を持参すること。 (3) 公表用積算内訳書に基づき申立をすること。	
申 立 と し て 取 り 扱 わ な い も の	(1) 当該入札の応札者以外から提出されたもの (2) 当該入札の落札候補者から提出されたもの (3) 持参以外の方法で提出されたもの (4) 申立期間終了後に提出されたもの (5) 申立の対象となる建設工事等が特定できないもの (6) 申立の内容が具体的でないもの、その他内容が特定できないもの (7) 設計図書等で確認できるもの (8) 入札公告における質問期間中に質問を行い確認すべきもの （設計書の数量と数量計算書等の数量の差異等） (9) 前各号に掲げるもののほか、当該入札に直接関係がないもの	
精 査 結 果 等 の 公 表	申立に対する回答及び精査結果については、市ホームページに掲載する。 （市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→積算疑義申立精査結果・回答）	

12. その他

契約後に「2. 入札参加者の資格要件」の資格要件を満たさない者であること等、入札参加資格確認書類に虚偽の記載等があったこと等、入札条件の違反等が判明した場合には、当該契約は解除する。

問い合わせ先 管財契約課 契約係 TEL 026-273-1111（内線4124） FAX 026-273-8787
--